

次世代自動車購入費補助金のご案内

町内における温室効果ガスを削減し地球温暖化を防止するとともに、災害等に自動車の外部給電機能の活用を促進することにより在宅避難の対応力や回復力の向上を推進するため、東浦町では次世代自動車を新車購入し、一定の要件を満たす個人の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金を受けることができる方

次の要件をいずれも満たす個人の方

- 1 次世代自動車を、自ら使用する目的で新車購入していること
※リースは補助対象外となります
- 2 車検証の登録年月日の1年以上前から引き続き町内に住所を有し、かつ、現に町内に住所を有していること
(あるいは、海外からの転入者で、国外転出直前に町内に住所を有しており、さらに国内に転入後から通算して1年以上継続して町内に住所を有していること)
- 3 町税を滞納していないこと
- 4 暴力団員ではない者または、暴力団と密接な関係を有しない者

【ご注意ください！】
申請者名は、契約名義や車検証等の使用者登録等と同一の方になります。

補助対象となる自動車と補助金額

- 燃料電池自動車 1台につき 20万円
 - 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 1台につき 5万円
- 車検証の登録年月日が令和6年4月1日以降令和7年3月31日までの自動車対象です。

申請の時期

令和7年3月31日まで（令和7年3月に新車登録した方は令和7年4月30日まで）に必要な書類を環境課窓口まで提出してください。

お問合せ先 東浦町 環境課 環境保全係 TEL0562-83-3111（内線282）

東浦町ホームページ（<http://www.town.higashiura.lg.jp/>）

「次世代自動車購入費補助金」のサイトをご覧ください。



補助金の受給手続きの流れ

1 交付申請（代理人による申請可）

○次の書類を直接環境課窓口までお持ちください。

（車検証の交付年月日が令和6年4月1日以降のものが対象です。）

※契約名義、車検証等の使用者名義等は同一の方で統一してください。

(1) 次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）

※環境課窓口または東浦町ホームページ「次世代自動車購入費補助金」で入手できます。

(2) 次世代自動車の「自動車検査証」の写し

※電子車検証と併せて、登録日等の詳細情報が掲載されている「自動車検査証記録事項（電子データ）」の写しも提出してください。

※車検証は新規登録のものをご用意下さい。

(3) 請求書、領収書等の写しで購入した次世代自動車の車両本体価格及び購入日や納入日が明記され車両販売店及び購入者が確認できる書類（請求書のコピーまたは納品計算書のコピー）

(4) 町税納付状況等確認同意書（様式第3）

※同意書の添付がない場合は、申請書提出日以前1か月以内に発行された「住民票の写し」及び町税の完納を証する納税証明書（完納証明書）（コピー不可）（発行には手数料と本人以外が発行申請のする場合は、委任状が必要になります。）

(5) 直近1年以内に海外から転入した人は「戸籍の附票の写し」（コピー不可）

※東浦町に本籍がない方は、本籍地の役所等で取得してください。

（本人以外が発行申請をするには、委任状が必要になります）

(6) 誓約書（様式第2）

(7) 次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第6）

(8) 口座情報が確認できる通帳等の写し

(9) 大規模災害等の電源供給協力車登録申請書

※環境課窓口または東浦町ホームページ「次世代自動車購入費補助金」で様式は入手できます。ご記入いただき、申請時に併せてお持ちください。



2 交付決定通知（次世代自動車使用者へ通知）

書類審査を行い、補助金交付の可否について決定通知書を送付します。



3 補助金支給

上記（7）の請求書をもとに指定の口座へ振り込みます。